

さぬき市公共交通検討協議会規約

(設置)

第1条 さぬき市内において、地域の実情に応じた最適な移動手段が提供されるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を図ることを目的として、さぬき市公共交通検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(活動事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため以下の事項について協議を行う。

- (1) さぬき市内の地域公共交通に関する調査研究に関すること。
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号・国鉄財第368号・国鉄業第102号・国自旅第240号・国海内第149号・国空環第103号、以下「要綱」という。）第2条第1項第1号に規定する生活交通ネットワーク計画（それに代えて策定される地域内フィーダー系統確保維持計画等を含む。）の策定及び変更に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(任期)

第4条 委員の任期は、協議会が発足した日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(監事)

第6条 監事は、委員の互選によりこれを選任する。

2 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議において報告しなければならない。

(会議の運営等)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

(幹事会)

第 8 条 会議に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 9 条 委員が会議に出席したときは、さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 14 年さぬき市条例第 40 号）別表に規定する都市計画審議会の委員の例により報酬及び費用弁償を支給する。ただし、特別の事情があるときは、別段の取扱いをすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、行政関係者、交通事業者等については、報酬及び費用弁償を支給しない。

(事務局)

第 10 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、さぬき市建設経済部都市計画課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定める者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 11 条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 12 条 協議会の予算、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 13 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 23 年 5 月 26 日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	役職名等
さぬき市連合自治会	副会長
さぬき市老人クラブ連合会	会長
さぬき市婦人団体連絡協議会	会長
さぬき市PTA連絡協議会	会長
さぬき市商工会	会長
さぬき市観光協会	観光宣伝部会長
さぬき市社会福祉協議会	事務局長
大川自動車株式会社	運輸次長
香川県タクシー協同組合	組合が推薦する者
四国旅客鉄道株式会社	総合企画本部担当課長
高松琴平電気鉄道株式会社	運輸サービス部長
四国運輸局香川運輸支局	首席運輸企画専門官
香川県政策部交通政策課	課長
香川県長尾土木事務所	道路課長
香川県さぬき警察署	交通課長
さぬき市総務部政策課	課長
さぬき市健康福祉部福祉事務所子育て支援課	課長
さぬき市建設経済部	部長
さぬき市民病院経営管理局患者サービス課	課長
さぬき市教育委員会事務局教育総務課	課長
公募委員	